

会員各位

「高所作業車運転技能講習会」開催のご案内

労働安全衛生法第61条では、作業床の高さが10m以上に達する能力のある高所作業車の運転は、「高所作業車運転技能講習」の修了者でなければならないと義務付けられております。（無資格の場合、雇用主・運転者双方に罰則が科せられます）

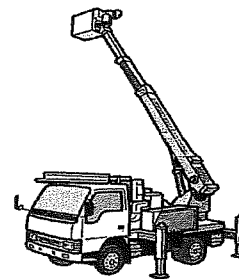
今般、この多用途に使用出来る「高所作業車運転技能講習」を商工会々員様向けに江南クレーン教習所（埼玉労働局長登録教習機関）に委託し、下記の通り、出張にて開催することとなりました。

是非この機会に受講して頂き、国家資格を取得され、安全作業にお役立ていただきますよう、ご案内いたします。

記

1 講習日時 1日目 10月7日（日）受付時間 7:45～8:15
 【学科】8:30～17:50 学科試験 18:00～
 2日目 10月8日（月・祝日）【実技】8:00～15:00 実技試験 15:10～

2 会場 豊野コミュニティセンター（加須市商工会大利根支所）
 住所；加須市豊野台1-345-10
 電話；0480-72-3439



3 受講料 38,300円（講習料・テキスト代）
 （2日間の昼食代は、商工会が負担致します）

4 受講資格 普通自動車以上の運転免許証保有者 又は フォークリフト、ショベルローダ、車両系建設機械、不整地運搬車の各技能講習修了証保有者。男女不問。

5 定員 20名（定員に達し次第締め切り。10人未満の場合は中止あり。）

6 申込み 右記申込書に必要事項を記入の上、9月14日（金）までに、①写真1枚（縦3cm×横2.4cm胸から上顔全体・裏に氏名記入・貼り付け不要）、②自動車運転免許証のコピーを貼付、③受講料を添えて、貴加入商工会（本所・各支所事務所）へご持参下さい。

7 注意事項 ※受講途中から欠席した場合は、受講料の返金は出来ません。
 ※受講時間が法令で決められています。時間厳守でお集まり下さい。
 ※講習初日は普段着で受講可。2日目の実技は雨天でも実施致します。
 ※2日間共に筆記用具（ボールペン）持参。
 ※過去に江南クレーン教習所発行の技能講習修了証をお持ちの方は、講習会開催時に持参して下さい。

8 問合せ 加須市商工会 <本所> 担当：田邊 TEL：0480(61)0842
 FAX：0480(61)0978

共催：加須市商工会・羽生市商工会・南河原商工会

(一財) 江南クレーン教習所 所長 殿

高所作業車運転技能講習受講申込書

申 込 日	平成30年 月 日
受 講 日	平成30年10月7日(日)・10月8日(月)の2日間 【会場：豊野コミュニティセンター(加須市商工会大利根支所)】
会 員 事 業 所 名	
会 員 事 業 所 住 所	〒
会 員 事 業 所 電 話 番 号	
担 当 者 氏 名	

ふ り が な	
受 講 者 氏 名	印
受 講 者 生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日 (歳)
受 講 者 住 所	〒
受 講 者 電 話 番 号 (携 帯 電 話)	(日中、受講者本人に連絡の取れる電話番号でお願い致します)

運転免許証写し貼付欄 (※運転免許証裏面備考欄に記入がある場合は、裏面の写しも貼付願います)
又は 技能講習の写し